

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「（修習専念資金の貸与等）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の額は、司法修習生のその修習期間中の生活の維持に通常必要な費用及び裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力の修得に有益な費用を勘案して、最高裁判所が定める額（以下この項において「基本給付額」という。）とする。ただし、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている場合（最高裁判所が定める場合を除く。）又はその修習に伴い住所若しくは居所を移転する必要がある場合（最高裁判所が定める場合に限る。）にあつて

は、基本給付額に最高裁判所が定める額をそれぞれ加算した額とする。

前二項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条の見出しを「（罷免等）」に改め、同条中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について」を「に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として」に改め、「ときは」の下に「、最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

附則第四項及び第五項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習資金の貸与及び返還については、新法第六十七条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に司法修習生として採用された者について適用し、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の罷免については、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

理 由

司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「（修習専念資金の貸与等）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の額は、司法修習生のその修習期間中の生活の維持に通常要する費用及び裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力の修得に有益な費用を勘案して、最高裁判所が定める額（以下この項において「基本給付額」という。）とする。ただし、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。）

（を借り受け、家賃（使用料を含む。）以下本条において同じ。）を支払っている場合（当該司法修習生の配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅を借り受けて当該住宅に居住している場合その他の最高裁

判所が定める場合を除く。）にあつては司法修習生が通常支払う家賃の額を限度として最高裁判所が定める額を、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転する場合（新たに採用された司法修習生がその採用に伴う移転のためその住所又は居所から最高裁判所の指定する場所に旅行するのに伴う場合その他の最高裁判所が定める場合に限る。）にあつては移転に通常要する費用の額を限度として最高裁判所が定める額を基本給付額にそれぞれ加算した額とする。

前二項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条の見出しを「（罷免等）」に改め、同条中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について」を「に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として」に改め、「ときは」の下に「、最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

附則第四項及び第五項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七條の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七條の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生のこの法律による改正前の裁判所法第六十七條の二第一項に規定する修習資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

4 新法第六十八條の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

理 由

司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「（修習専念資金の貸与等）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の額は、司法修習生のその修習期間中の生活の維持に通常必要な費用及び裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力の修得に有益な費用を勘案して、最高裁判所が定める額（以下この項において「基本給付額」という。）とする。ただし、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。

以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払つて
いる場合（当該司法修習生の配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅を借り受けて当該住宅に居住

している場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）にあつては家賃として通常必要な費用を勘案して最高裁判所が定める額を、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転する場合（新たに採用された司法修習生がその採用に伴う移転のためその住所又は居所から最高裁判所の指定する場所に旅行するのに伴う場合その他の最高裁判所が定める場合に限る。）にあつては移転料として通常必要な費用を勘案して最高裁判所が定める額を基本給付額にそれぞれ加算した額とする。

前二項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条の見出しを「（罷免等）」に改め、同条中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について」を「に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として」に改め、「ときは」の下に「、最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

附則第四項及び第五項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七條の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七條の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生のこの法律による改正前の裁判所法第六十七條の二第一項に規定する修習資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

4 新法第六十八條の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

理 由

司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「（修習専念資金の貸与等）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の額は、司法修習生のその修習期間中の生活の維持に通常必要な費用及び裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力の修得に有益な費用を勘案して、最高裁判所が定める額（以下この項において「基本給付額」という。）とする。ただし、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。）以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）以下この項において同じ。）を支払つてゐる場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）にあつては家賃

として通常必要な費用を勘案して最高裁判所が定める額を、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転する場合にあつては移転料として通常必要な費用を勘案して最高裁判所が定める額を基本給付額にそれぞれ加算した額とする。

前二項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条の見出しを「（罷免等）」に改め、同条中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について」を「に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として」に改め、「ときは」の下に「、最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

附則第四項及び第五項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生については、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

理 由

近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「（修習専念資金の貸与等）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の額は、司法修習生のその修習期間中の生活の維持に通常必要な費用及び裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力の修得に有益な費用を勘案して、最高裁判所が定める額（以下この項において「基本給付額」という。）とする。ただし、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払つてゐる場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）にあつては家賃

として通常必要な費用を勘案して最高裁判所が定める額を、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転する場合にあつては移転料として通常必要な費用を勘案して最高裁判所が定める額を基本給付額にそれぞれ加算した額とする。

前二項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条の見出しを「（罷免等）」に改め、同条中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について」を「に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として」に改め、「ときは」の下に「、最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

附則第四項及び第五項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七條の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。
- 3 新法第六十七條の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。
- 4 新法第六十八條の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生については、なお従前の例による。
- 5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

理 由

近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「（修習専念資金の貸与等）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の種類は、基本給付、住居給付及び移転給付とする。

基本給付の額は、司法修習生がその修習に専念した生活を維持するために必要かつ基本的な費用として、司法修習生の生活の実態を勘案して最高裁判所が定める額とする。

住居給付は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有す

る場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。

移転給付は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要な場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。

前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条の見出しを「（罷免等）」に改め、同条中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について」を「に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として」に改め、「ときは」の下に「、最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

附則第四項及び第五項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。
- 3 新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。
- 4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生については、なお従前の例による。
- 5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。

理 由

近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「（修習専念資金の貸与等）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。

基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り

受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。

移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。

前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条の見出しを「（罷免等）」に改め、同条中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について」を「に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として」に改め、「ときは」の下に「、最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

附則第四項及び第五項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生については、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。

理 由

近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。 ② 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。 ③ 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。 ④ 住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。 ⑤ 移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。 ⑥ 前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事	（新設）

項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条の三 (修習専念資金の貸与等) 最高裁判所は、司法

修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習専念資金(司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なものをいう。以下この条において同じ。)を貸与するものとする。

② 修習専念資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

③ 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習専念資金を返還することが困難となつたとき、又は修習専念資金の貸与を受けた者について修習専念資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二十六条の規定は、適用しない。

④ 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習専念資金を返還することができなくなつたときは、その修習専念資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

⑤ 前各項に定めるもののほか、修習専念資金の貸与及び返還に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条 (罷免等) 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、

第六十七条の二 (修習資金の貸与等) 最高裁判所は、司法修習

生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金(司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。)を貸与するものとする。

② 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

③ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二十六条の規定は、適用しない。

④ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

⑤ 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条 (罷免) (新設)

心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

② 最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができる。

附則

1 3 (略)

(削る)

(削る)

最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

附則

1 3 (略)

4 第六十七条の二の規定は、平成二十三年十月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、第六十七条第二項中「最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならぬ」とあるのは「国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない」と、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」とあるのは「第一項」とする。

5 第六十七条の二第一項の修習資金の貸与については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）附則第二条の規定による法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「（修習専念資金の貸与等）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。

基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り

受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。

移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。

前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条の見出しを「（罷免等）」に改め、同条中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について」を「に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として」に改め、「ときは」の下に「、最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

附則第四項及び第五項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七條の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七條の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八條の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。

理 由

近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)(抜粋)

第5 司法修習

(前略) 法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

○「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

第2章 成長と分配の好循環の実現

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(2) 暮らしの安全・安心(治安・消費者行政等)

①治安・司法・危機管理等

(前略) 法科大学院に要する経済的・時間的負担の縮減や司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化(中略)を推進する。

○「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)(抜粋)

第2章 取り組む施策

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(2) 若者への支援拡充、女性活躍の推進

格差については、それが固定されないことが大切である。このため、教育の役割は重要であり、奨学金制度の拡充を図る。また、一人ひとりの女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを加速する。

①給付型奨学金については、平成29年度(2017年度)予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。

②無利子奨学金については、速やかに残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成29年度(2017年度)進学者から実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちが受給できるようにする。

③役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修を実施し、将来の企業経営を担う人材を育成する。

④結婚支援の充実、地域共生社会の実現、女性の活躍推進を加速するための対策に取り組む。

等

第3章 各項目の主な具体的措置

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(2) 若者への支援拡充、女性活躍の推進

(前略)

・法科大学院に要する経済的・時間的負担の縮減や司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化等の推進(法務省、最高裁判所、文部科学省)

等

司法修習生に対する給費制と貸与制（経済的支援）の状況

司法修習

裁判官，検察官又は弁護士になる資格を得るためには，司法試験合格後，**1年間の「司法修習」**を受け，試験に合格しなければならない。

修習資金の貸与制

司法修習生の**希望者**に対し，**修習資金を貸与**（裁判所法第67条の2）。

貸与額	月額 23万円 （場合により，18万円，25万5000円又は28万円）
資力要件・利息	なし
返還方法	修習期間終了 5年後から10年分割 （返還猶予・免除制度有）

従前の制度

平成23年までは，**給費制**（旧裁判所法第67条第2項）。

→給与（月額**20万4200円**）＋手当（通勤手当，期末手当等）

移行の趣旨

① 司法制度全体について**合理的な財政負担**をはかる必要。

② 司法修習生の大幅増加に対応する必要。

③ 公務に従事しない者に国が給与を支給するのは異例。

移行の経緯

平成16年…**貸与制移行決定（裁判所法改正）（平成22年11月予定）**

平成22年…自民・公明・民主三党合意に基づき，貸与制の導入を1年延期（裁判所法改正により施行期日変更）

平成23年…貸与制の実施

政府の検討状況

貸与制実施等の可否を検討し，**平成25年に貸与制維持と決定**。

平成27年には，司法修習の実態等を踏まえ，経済的支援の在り方を検討することとなった。

平成23年8月…**貸与制を基本** ➡ 十分な資力を有しない者を対象に，貸与された修習資金の返還期限について猶予措置（法曹の養成に関するフォーラム第一次とりまとめ）。

→ 裁判所法を改正済み

平成25年7月…**貸与制を維持** ➡ 次の司法修習生に対する**経済的支援**を求める（法曹養成制度関係閣僚会議決定）。

→ 最高裁判所において実施済み

① 分野別実務修習開始時における**転居費用の支給**

② 集合修習期間中の**入寮**

③ **兼業許可に関する従来の運用の緩和**（休日等を用いて行う法科大学院における学生指導を始めとする教育活動により収入を得ること〈アルバイト〉を認める。）

平成27年6月…法務省において，最高裁判所等と連携し，**司法修習の実態，法曹の収入等の経済状況，合理的な財政負担の在り方等**を踏まえ，司法修習生に対する**経済的支援の在り方**を検討（法曹養成制度改革推進会議決定）。

修習給付金（仮称）について

1 制度内容

司法修習生全員に対し、修習給付金（仮称）を支給する制度を導入する。

なお、現行の貸与制については、貸与額等を見直した上で、新設する上記制度と併存させる。

2 導入理由

(1) 司法修習生の修習専念義務を担保するための財政的措置の経緯

戦後、法曹三者を統一的に養成する司法修習制度の創設に伴い、司法修習生に対し国が給与を支給する制度（給費制）が導入された。

その後、司法制度改革の一環として、新たな法曹養成制度の整備に伴い、平成16年、給費制に代えて、国が修習資金を無利息で貸与する制度（貸与制）を導入する裁判所法改正法案が成立した。貸与制は、平成22年議員立法により、その施行が一年延期された後、新65期司法修習生（平成23年11月修習開始）から開始されている。加えて、最高裁判所において、第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、分野別実務修習開始時における転居費用の支給、集合修習期間中に司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち通所圏内に住所を有しない者への入寮に関する配慮、兼業許可基準に関する運用の緩和の措置が実施されている。

(2) 貸与制導入時からの状況の変化

平成16年裁判所法改正時の貸与制導入時には、その立法理由として、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において、「平成22年ころには司法試験の合格者数を3,000人程度とすることを目指す」とされたことを前提に、①新たな法曹養成制度の整備に当たり、司法修習生の増加に実効的に対応できる制度とする必要があること、②新たな法曹養成制度の整備や日本司法支援センター（法テラス）の創設、裁判員制度の導入等、新たな財政負担を伴う司法制度改革の諸施策を進める上で、限りある財政資金をより効率的に活用し、司法制度全体に関して国民の理解が得られる合理的な国民負担（財政負担）を図る必要があること、③公務員ではなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは現行法上異例の制度であること等を考慮すれば、給費制の維持について国民の理解を得るのは困難

であることが挙げられていた。

しかしながら、①の点については、司法試験の年間合格者数3,000人目標は現実性を欠くものとして「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）において事実上撤回されており平成27年度の司法修習生数は1,787人と、給費制下の平成22年度（2,124人）よりも少なくなっている（注1）。

また、②の点についても、司法制度改革関連予算については、貸与制創設当初には想定されていなかった上記3,000人目標の撤回や法科大学院の統廃合等（平成17年度のピーク時には74校あったが、平成28年5月現在、32校が学生の募集を停止しており、学生の募集をしているのは42校のみ）を背景に平成22年度（567億円）をピークに減少傾向にあり、平成28年度予算では約450億円程度にまで減少している。

このように、貸与制創設当初は想定されていなかった様々な事情を背景として、現時点では、貸与制導入時から大きな事情の変化が認められる。

なお、③の点についても、導入予定の制度は、貸与制を前提とするものであり、給与を支給する給費制を復活させるものではなく、制度の連続性・整合性は維持されており、必ずしも妥当しない。

3 司法修習生に対する追加的な支援措置の必要性

司法修習生の貸与制の導入を1年延期する平成22年裁判所法改正後、法曹養成フォーラムにおいて法曹の所得調査が実施され、同調査結果等に基づき貸与制を基本とすることが決定された。しかしながら、本年3月、法務省が日弁連・最高裁の協力の下で実施した法曹の所得調査では、弁護士の所得が平成22年の調査時に比べ明らかに減少しており、特に、貸与制導入以降の新65期以降の若手弁護士の所得は、例えば、登録1年の弁護士の所得については58期（平成18年分）では平均値が690万円、中央値が600万円であったのに対し、67期（平成27年分）では平均値が327万円、中央値が317万円となるなど（注2）、所得の低い層が拡大している。このように、貸与制を基本とすることの前提とされた弁護士の経済状況についても大きな変化が認められており、現行のような貸与制をそのまま継続すれば、返済に窮する弁護士も出てくるおそれもあり、その安定的な運用に支障を来すおそれがある。

また、法曹志望者数についても、法科大学院志願者数は平成16年当時は7万2,800人であったのが本年には僅か8,278人に減少し、適性試験の志願者数も平成15年当時は5万9,393人であったのが本年には僅か3,535人に減少するなどしており（注3）、こうした傾向に歯止めをかけ、法曹志望者を確保することが喫緊の課題である。「経済財政運営と改革の基本方針2016」（本年6

月2日閣議決定)や「未来への投資を実現する経済対策」(本年8月2日閣議決定)も、「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化等…を推進する」ことを求めている。

法務省・文科省が共同で本年9月～10月に実施した法学部生に対するアンケートにおいても、「法曹等を志望するに当たって感じている不安や迷いは何ですか」という質問に対し、制度的な要因の中では最も多くの学生が「司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられない」ことを1位に挙げている(注4)。また、日弁連のアンケートによれば、68期司法修習生の回答者の約65%が司法試験や法曹を目指すに当たり、経済的不安を感じており、進路選択を迷ったと回答しており、進路選択に迷った者のうち約20%が司法修習の辞退を考えたことがあり、うち約71%がその理由として「貸与制に移行したことによる経済的不安」を挙げている。このような法曹志願者数の減少は、法曹の給源である法曹志願者や司法修習生の質の低下を招き、ひいては有為な法曹の減少につながりかねないものであるから、公共的・公益的使命を有する法曹の役割の重要性に鑑み、経済的不安による法曹志望の阻害要因の除去を図るため、司法修習生に対し、修習給付金(仮称)を支給することとし、併せて法曹の資格要件としての司法修習の確実な履践を担保し、その実効性の更なる確保を図るための方策を導入するとともに、司法修習を終えた者の公益性を高めるための措置を設けることとしたい。

(注1) 司法修習生採用者数

採用年度	採用者数	採用者数 (修習期内訳)	修習期	(参考)	司法試験 合格者数	
平成16年度	1188人	1188人	58期			
平成17年度	1499人	1499人	59期	平成16年度	1483人	
平成18年度	2446人	1455人	現行60期	平成17年度	1464人	
		991人	新60期	平成18年度	1009人	
平成19年度	2380人	568人	現行61期	平成18年度	549人	
		1812人	新61期	平成19年度	1851人	
平成20年度	2304人	261人	現行62期	平成19年度	248人	(給費制)
		2043人	新62期	平成20年度	2065人	
平成21年度	2171人	150人	現行63期	平成20年度	144人	
		2021人	新63期	平成21年度	2043人	
平成22年度	2124人	102人	現行64期	平成21年度	92人	
		2022人	新64期	平成22年度	2074人	
平成23年度	2074人	73人	現行65期	平成22年度	59人	
		2001人	新65期	平成23年度	2063人	
平成24年度	2035人	2035人	66期	平成24年度	2102人	
平成25年度	1969人	1969人	67期	平成25年度	2049人	(貸与制)
平成26年度	1761人	1761人	68期	平成26年度	1810人	
平成27年度	1787人	1787人	69期	平成27年度	1850人	
平成28年度				平成28年度	1583人	

(注2) 弁護士収入・所得

別添1-1, 1-2のとおり

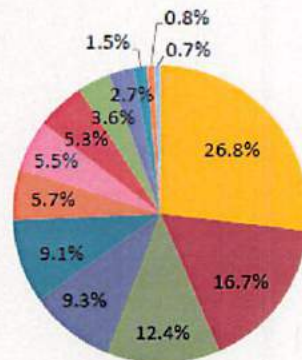
(注3) 法曹志望者数の推移

別添2のとおり

(注4) 法学部生に対するアンケート結果

	1 他 の道 路(例 え、 国家 公務 員、 民間 企業 や研 究職 等)に も魅 力を 感じ てい る	2 民 間企 業の 就職 状況 が良 い、 民 間企 業に 就職 せず に法 曹等 を指 すこ とに 迷い があ る	3 自 分 に法 曹等 とし ての 適性 があ るか 分か らな い	4 保 護者 等の 周囲 の者 が法 曹等 を志 望す るこ とに 反対 して いる	5 司 法試 験に 合格 でき るか 、自 分 の能 力に 自信 があ い	6 司 法試 験の 受験 資格 を得 るま でに 複数 の試 験を 受け なけ れば なら ず、 負担 が大 きい	7 法 科大 学院 修了 者の 司法 試験 合格 率が 全体 とし て低 く、 法科 大学 院に 進学 して も司 法試 験に 合格 でき るか 不安 であ る	8 大 学卒 業後 法科 大学 院修 了ま でに 2～ 3年 の間 を要 し、 時間 的負 担が 大き い	9 大 学卒 業後 法科 大学 院修 了ま での 経済 的負 担が 大き い	10 司 法修 習の 1年 間、 貸与 制の 下で 給与 の支 給を 受け られ ない	11 司 法試 験に 合格 でき ても 、就 職 でき るか 分か らな い	12 司 法試 験に 合格 でき ても 、就 職 後 の収 入面 に不 安が あ る	13 その他
1位の 回答数	303	27	170	12	488	97	103	100	165	225	49	65	15
1位の 割合	16.7%	1.5%	9.3%	0.7%	26.8%	5.3%	5.7%	5.5%	9.1%	12.4%	2.7%	3.6%	0.8%

回答数が多い順



■ 5 司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない

■ 1 他の進路(例えば、国家公務員、民間企業や研究職等)にも魅力を感じている

■ 10 司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられない

■ 3 自分に法曹等としての適性があるか分からない

■ 9 大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい

■ 7 法科大学院修了者の司法試験合格率が全体として低く、法科大学院に進学しても司法試験に合格できるか不安である

■ 8 大学卒業後法科大学院修了までに2～3年の期間を要し、時間的負担が大きい

■ 6 司法試験の受験資格を得るまでに複数の試験を受けなければならず、負担が大きい

■ 12 司法試験に合格できても、就職後の収入面に不安がある

■ 11 司法試験に合格できても、就職できるか分からない

■ 2 民間企業の就職状況が良いので、民間企業に就職せずに法曹等を目指すことに迷いがある

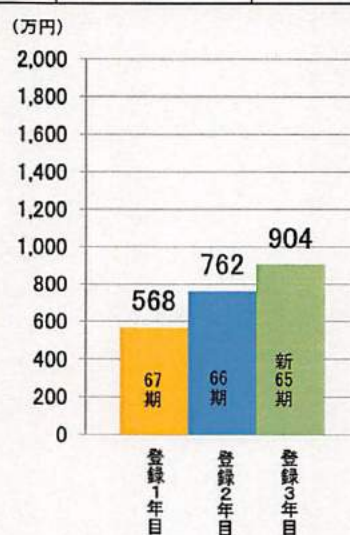
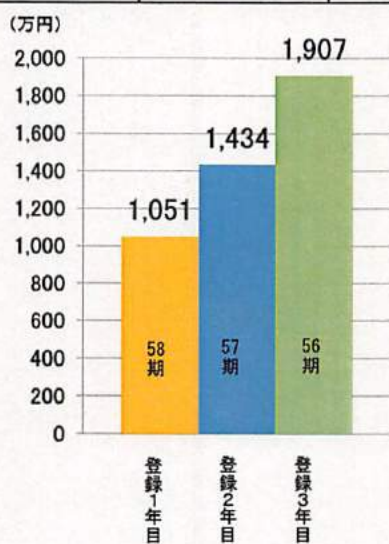
■ 13 その他

■ 4 保護者等の周囲の者が法曹等を志望することに反対している

弁護士の収入

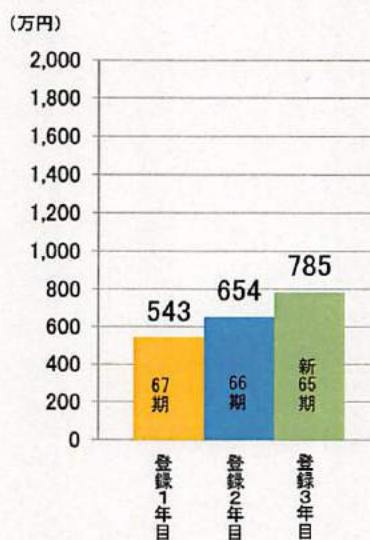
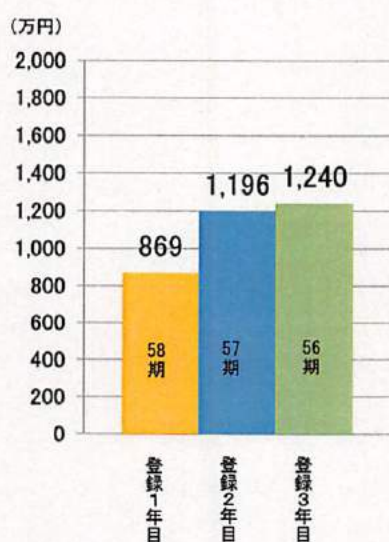
収入(平均値)

	平成18年分の収入・所得 〔法曹養成フォーラム時の調査〕		平成27年分の収入・所得	
登録1年目	58期	1,051 万円	67期	568 万円
登録2年目	57期	1,434 万円	66期	762 万円
登録3年目	56期	1,907 万円	新65期	904 万円



収入(中央値)

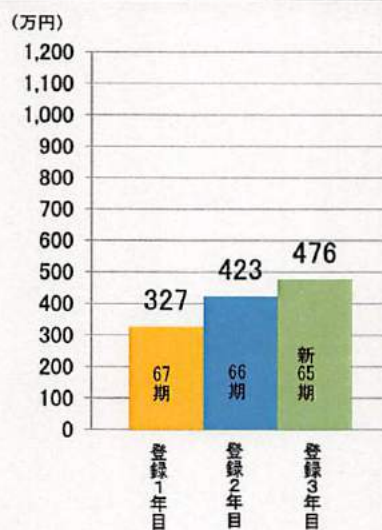
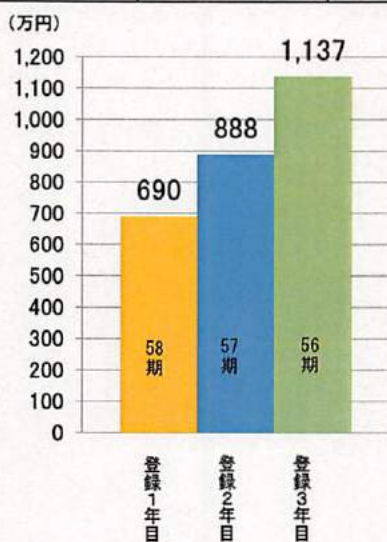
	平成18年分の収入・所得 〔法曹養成フォーラム時の調査〕		平成27年分の収入・所得	
登録1年目	58期	869 万円	67期	543 万円
登録2年目	57期	1,196 万円	66期	654 万円
登録3年目	56期	1,240 万円	新65期	785 万円



弁護士の所得

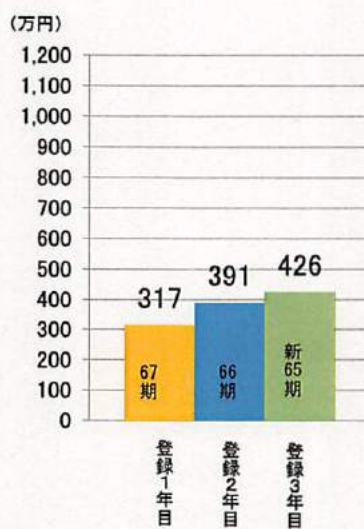
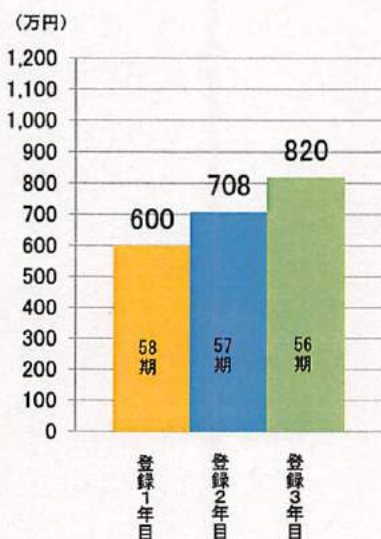
所得(平均値)

	平成18年分の収入・所得 〔法曹養成フォーラム時の調査〕		平成27年分の収入・所得	
登録1年目	58期	690 万円	67期	327 万円
登録2年目	57期	888 万円	66期	423 万円
登録3年目	56期	1,137 万円	新65期	476 万円

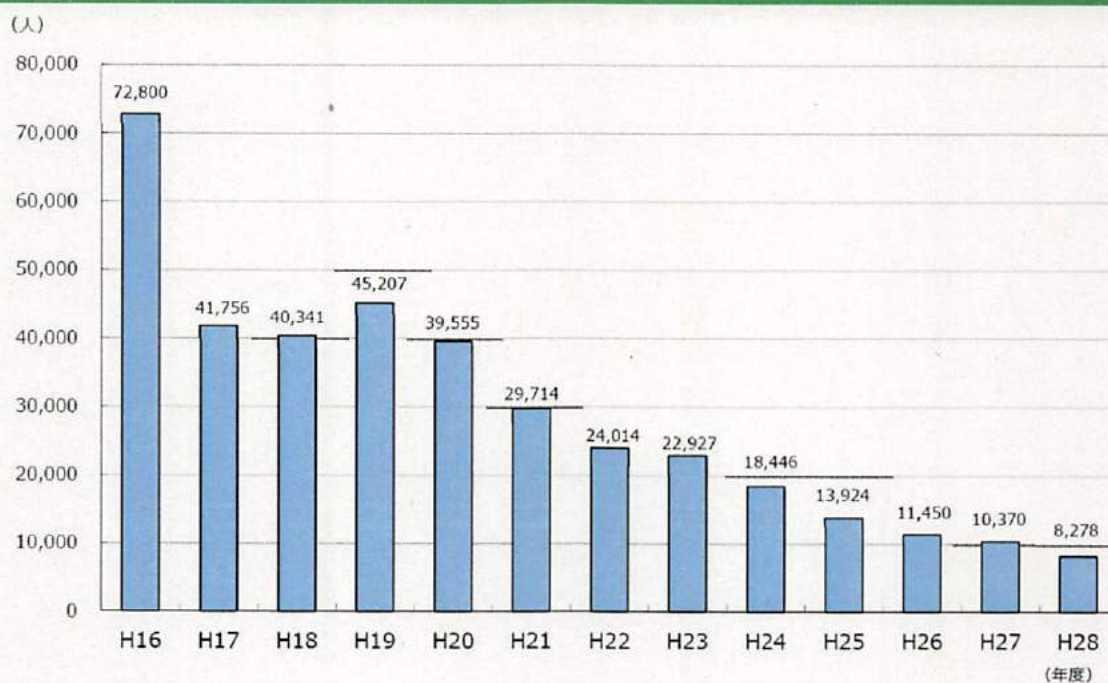


所得(中央値)

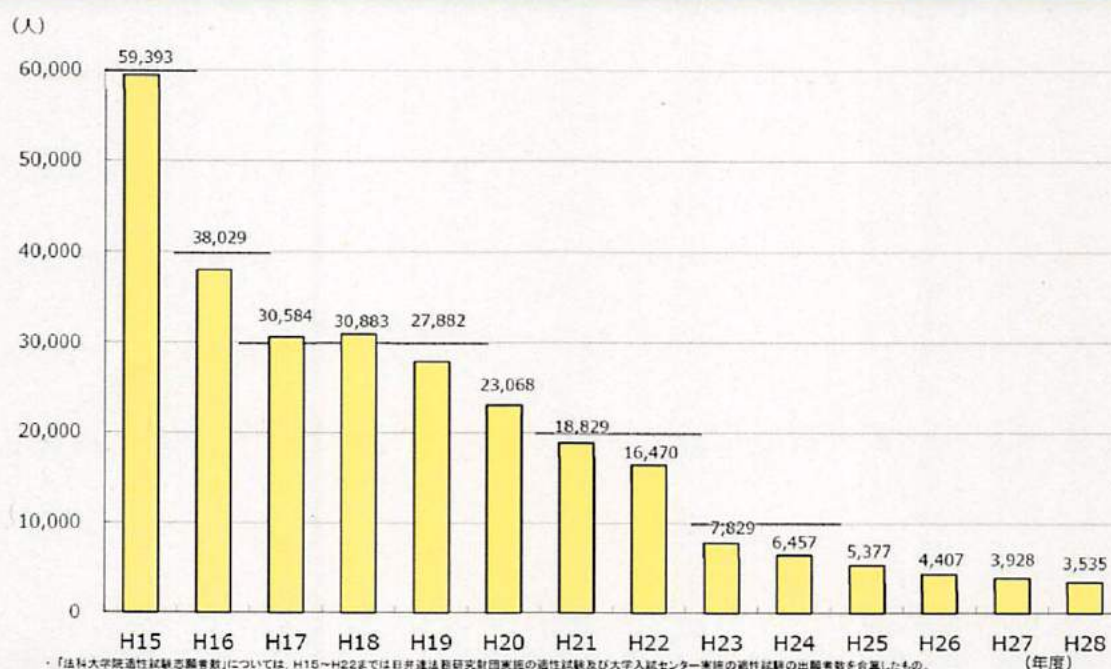
	平成18年分の収入・所得 〔法曹養成フォーラム時の調査〕		平成27年分の収入・所得	
登録1年目	58期	600 万円	67期	317 万円
登録2年目	57期	708 万円	66期	391 万円
登録3年目	56期	820 万円	新65期	426 万円



法科大学院志願者数の推移



適性試験志願者数の推移



「修習給付金（仮称）」の名称について

1 名称に「給付金」を用いる理由

司法修習生に対して支給される渡し切りの金銭（修習給付金（仮称））の名称については、用例上、「手当」又は「給付金」を用いることが考えられる。このうち、「手当」については、一般的には、「労働・勤務などの報酬として与える金銭。また、基本的な給料などのほかに支給する金銭。」（広辞苑）を意味するものとされており、用例上も、「児童手当」など給与ではない支給金の名称に用いられる例もあるものの、「期末手当」「住居手当」など、基本的には本給に付随する給与の名称に用いられる例が多い。これに対し、「給付金」は、犯罪被害者等給付金（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律）や、「老齢年金生活者支援給付金」（年金生活者支援給付金の支給に関する法律）など、支給対象者の生活を支援する等の目的で無償で支給される金銭の名称として用いられる例が多く、反対に、給与の名称として用いられている例は見当たらない。

司法修習生は、公務員ではなく、国に対して何らかの職務を行う立場にはなく、本改正法案により司法修習生に支給される渡し切りの金銭（修習給付金）は、（司法修習生の生活支援を通じて）修習専念義務を確保するために、修習資金の一部として支給されるものであり、司法修習生の給与として支給されるものではない。このような修習給付金の性格及び上記の用例によれば、修習給付金の名称に「給付金」を用いることにつき、用例上問題はないと考えられる。

また、修習給付金の支給額については、現在、修習期間中の約1年間にわたり、月額10万円から20万円の範囲内の金額を支給する方向で調整が進められている。他の給付金制度としては、①雇用保険を受給できない求職者が公共職業訓練等を受講することを容易にするため、当該求職者に対し、訓練期間（概ね3月から1年）中、月額10万円を支給する職業訓練受講給付金制度（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）や、②雇用保険に加入している育休取得中の者に対し、子が1歳（両親が取得する場合は1歳2か月）に達するまでの間、賃金の一定割合（50%ないし67%）の金額を支給する育児休業給付金制度（雇用保険法）等がある。

2 「修習給付金」の名称を用いる理由

法令上の「給付金」の名称については、犯罪被害者等給付金（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律）、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措

置法)のように、その支給の客体に着目した名称、職業訓練受講給付金(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)、育児休業給付金(雇用保険法)のように、支給対象者が置かれた状況に着目した名称のほか、老齢年金生活者支援給付金(年金生活者支援給付金の支給に関する法律)、被害回復給付金(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律)のように、その支給目的に着目した名称があると考えられる。

本改正法案による給付金については、司法修習を実施している司法修習生に対して支給されるものであり、「修習資金」(本改正法案による改正前の裁判所法第67条の2)との平仄も考慮して、支給対象者が置かれた状況に着目して「修習給付金」との名称にした。

(参照条文)

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年五月一日法律第三十六号)

(犯罪被害者等給付金の支給)

第三条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族(これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

(犯罪被害者等給付金の種類等)

第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- 一 遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族(次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。)
- 二 重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負つた者
- 三 障害給付金 犯罪行為により障害が残つた者

○ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年十一月二十六日法律第百二号)
(老齢年金生活者支援給付金の支給要件)

第二条 国は、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による老齢基礎年金(以下単に「老齢基礎年金」という。)の受給権者であつて当該老齢基礎年金を受ける権利について同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの(以下この条、第十条及び第十一条において「老齢基礎年金受給権者」という。)が、その者の前年(一月から七月までの月分のこの項に規定する老齢年金生活者支援給付金については、前々年とする。以下この項において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)と前年の所得との合計額(政令で定める場合にあつては、当該合計額を基準として政令で定めるところにより算定した額とする。以下「前年所得額」という。)が国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額を勘案して政令で定める額(第十条第一項において「所得基準額」という。)以下であることその他その者及びその者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当するときは、当該老齢基礎年金受給権者に対し、老齢年金生活者支援給付金を支給する。

2・3 (略)

○ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年五月二十日法律第四十七号）

（定義）

第二条 この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条 国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2 職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

○ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年七月二十五日厚生労働省令第九十三号）

（職業訓練受講給付金の種類）

第十条 法第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金は、職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とする。

（職業訓練受講手当）

第十一条 職業訓練受講手当は、法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（認定職業訓練等の期間を、当該認定職業訓練等が開始された日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定職業訓練等の期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「訓練開始応当日」という。）から各翌月の訓練開始応当日の前日（当該認定職業訓練等が終了した日（同日前にやむを得ない理由により当該認定職業訓練等の受講を取りやめた者にあつては、当該認定職業訓練等の受講を取りやめた日。以下この項において同じ。）の属する月にあつては、当該認定職業訓練等が終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）において次の各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給するものとする。

一 当該特定求職者の収入の額が八万円以下であること。

二～七 (略)

2 職業訓練受講手当の額は、次の各号に掲げる給付金支給単位期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる給付金支給単位期間以外の給付金支給単位期間 十万円

二 (略)

3・4 (略)

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年十二月十六日法律第百二十六号）

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給）

第三条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定B型肝炎ウイル

ス感染者（特定B型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死亡している場合にあつては、その相続人）に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給する。ただし、当該特定B型肝炎ウイルス感染者について既に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金が支給されている場合は、この限りでない。

2・3 （略）

○ 雇用保険法（昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号）
（育児休業給付金）

第六十一条の四 育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款及び次款において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳に満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である被保険者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この項及び第六項において同じ。）（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六か月に満たない子）を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2～7 （略）

裁判所法の一部を改正する法律案

【用例集】

平成二十九年一月

法務省大臣官房司法法制部

○裁判所法の一部を改正する法律案 用例集

【第六十七条の二関係】

- ・（見出し）「（・・・給付金の支給）」の例…………… 1
- ・（第一項）「には、・・・給付金を支給する。」の例…………… 1
- ・（第一項）「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」の例 …… 1
- ・（第二項）「その修習期間中」の例…………… 1
- ・（第二項）「生活の維持に・・・必要な」の例…………… 1
- ・（第二項）「通常・・・費用・・・を勘案して・・・が定める」の例 …………… 2
- ・（第二項）「通常必要な費用・・・が定める」の例 …………… 2
- ・（第二項）「裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力・・・修得」の例…………… 2
- ・（第二項）「・・・に有益な費用」の例…………… 2
- ・（第二項）「自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、・・・家賃（使用料を含む。）を支払っている」の例 …………… 3
- ・（第二項）「場合（・・・定める場合を除く。）」の例…………… 3
- ・（第二項）「・・・に伴う住所又は居所・・・移転」の例…………… 3
- ・（第二項）「住所・・・を移転する」の例…………… 3
- ・（第二項）「・・・する必要がある場合」の例…………… 4
- ・（第二項）「場合（・・・定める場合に限る。）」の例…………… 4
- ・（第二項）「額に・・・定める額をそれぞれ加算した額とする」の例…………… 4
- ・（第二項）「額に・・・額を加算した額とする」の例…………… 4
- ・（第三項）「支給に関し必要な事項は、・・・定める」の例 …………… 4
- ・（第三項）「に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。」の例 …………… 5

【第六十七条の三関係】

- ・（第一項）「・・・てもなお」の例…………… 5

- ・(第一項)「司法修習生が修習に専念することを確保するため」の例…………… 5
- ・(第一項)「・・・するために必要な資金」の例…………… 5

【第六十八条関係】

- ・分限、懲戒の順で規定している例…………… 6
- ・(第一項)「心身の故障」の例…………… 6
- ・(第一項)「成績不良」の例…………… 6
- ・(第一項)「その修習」の例…………… 7
- ・(第一項)「を継続することが困難である」の例…………… 7
- ・(第一項)「困難である事由として最高裁判所の定める事由」の例…………… 7
- ・(第一項)「最高裁判所の定める事由があると認めるときは」の例…………… 7
- ・(第一項)「その司法修習生を罷免することができる」の例…………… 7
- ・(第二項)「免職」(罷免)と「戒告」を同一の項に規定している例…………… 7
- ・(第二項)「品位を辱める行状」の例…………… 8
- ・(第二項)「たるに適しない非行」の例…………… 8
- ・(第二項)懲戒処分として「・・・の停止」を定めた例…………… 8
- ・(第二項)「戒告することができる」の例…………… 8

【附則第一項関係】

- ・(見出し)「(施行期日)」の例…………… 9

【附則第二項ないし第五項関係】

- ・(見出し)「(経過措置)」の例…………… 9
- ・経過措置の規定が複数ある場合に、一括して「(経過措置)」の見出しが付されている例…………… 9
- ・(第二項)「この法律による改正後の・・・の規定は、この法律の施行前に・・・については、適用しない」の例…………… 9
- ・(第二項・第三項)「この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き

修習をする司法修習生」の例	10
・(第四項)「・・・の規定は、この法律の施行・・・後に・・・者について適用し、この法律の施行・・・前に・・・については、なお従前の例による。」の例	10
・(第五項)「前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、・・・で定める」の例	10
・(第五項)「・・・もののほか、・・・に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める」の例	11

○裁判所法の一部を改正する法律案 用例集

【第六十七条の二関係】

●（見出し）「・・・給付金の支給」の例

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年五月二十日法律第四十七号）（抄）

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条 国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2 職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

●（第一項）「には、・・・給付金を支給する。」の例

○引揚者給付金等支給法（昭和三十二年五月十七日法律第百九号）（抄）

（この法律の趣旨）

第一条 引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族に

は、この法律の定めるところにより給付金を支給する。

●（第一項）「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」の例

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）

第六十七条の二（修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するため

の資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

2（略）

●（第二項）「その修習期間中」の例

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）（抄）

第六十七条（修習・試験）（略）

2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

3（略）

●（第二項）「生活の維持に・・・必要な」の例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年五月十一日法律第三十一号）（抄）

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居室又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

●(第二項)「通常・・・費用・・・を勘案して・・・が定める」の例

○介護保険法(平成九年十二月十七日法律第二百二十三号)(抄)

(居宅介護福祉用具購入費の支給)

第四十四条 (略)

2、4 (略)

5 前項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

●(第二項)「通常必要な費用・・・が定める」の例

○公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第九十三号)(抄)

(公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助)

第七条 (略)

2、3 (略)

4 前項に規定する標準建設・買取費は、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用として通常必要な費用を基準として、国土交通大臣が定める。

5 (略)

●(第二項)「裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力・・・修得」の例

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年十二月六日法律第三十九号)(抄)

(法曹養成の基本理念)

第二条 (略)

一・二 (略)

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

●(第二項)「・・・に有益な費用」の例

○民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)(抄)

(管理者による費用の償還請求等)

第七百二条 管理者は、本人のために有益な費用を支出した

ときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

●(第二項)「自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、…家賃(使用料を含む。)を支払っている」の例

○一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年四月三日法律第九十五号)(抄)

(住居手当)

第十一条の十

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舍法第十三条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。)

●(第二項)「場合(…定める場合を除く。)」の例

○租税特別措置法(昭和三十三年三月三十一日法律第二十六号)

(抄)

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

第四条の二(略)

256(略)

7 財産形成非課税住宅貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合(政令で定める場合を除く。)には提出することができないものとし、財産形成非課税住宅貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当す

る場合には、勤務先は、これを受理することができない。

一・二(略)

8・9(略)

●(第二項)「…に伴う住所又は居所…移転」の例

○国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年四月三十日法律第一百四十四号)(抄)

(旅費の種類)

第六条(略)

258(略)

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10516(略)

●(第二項)「住所…を移転する」の例

○大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年六月二十一日法律第五十五号)(抄)

(復興計画)

第十条(略)

一(略)

二 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域(前号に掲げる地域を除く。)

257(略)

●(第二項)「する必要がある場合」の例

○民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)(抄)

(第三者が無償で子に与えた財産の管理)

第八百三十条 (略)

2 (略)

3 第三者が管理者を指定したときであつても、その管理者の権限が消滅し、又はこれを改任する必要がある場合において、第三者が更に管理者を指定しないときも、前項と同様とする。

●(第二項)「場合(…定める場合に限る。)」の例

○地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(抄)

(形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税)

第七十三条の七 (略)

一・二 (略)

二の二 法人が新たに法人を設立するために現物出資(現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。)を行う場合(政令で定める場合に限る。)における不動産の取得

二の三(二十一) (略)

●(第二項)「額に…定める額をそれぞれ加算した額とする」の例

○地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(抄)

(自動車税の標準税率)

第四百七条 (略)

2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものの標準税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

一・二 (略)

3(5) (略)

●(第二項)「額に…額を加算した額とする」の例

○地方公務員災害補償法(昭和四十二年八月一日法律第二百一十号)

附則 抄

(遺族補償一時金の額の特例)

第七条 (略)

2 第四十六条に規定する公務上の災害に係る遺族補償一時金については、当分の間、前項の政令で定める額は、当該額に同条に規定する政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

●(第三項)「支給に関し必要な事項は、…定める」の例

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）（抄）

第七十六条の二（略）

2 前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に関し必要な事項は、障害福祉サービス及び補装具の購入又は修理に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

●（第三項）「に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。」の例

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）

第六十七条の二（修習資金の貸与等）（略）

2（略）

5 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

【第六十七条の三関係】

●（第二項）「・・・・てもなお」の例

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年六月二十一日法律第八十七号）（抄）

（特別支給手続）

第十八条（略）

二 第十四条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額が確定した場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

イ 第十条の規定による資格裁定を受けた者がいないとき。

ロ 第十条の規定による資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の支給等をしてもなお給付資金に残余が生ずることが明らかであると認めるとき。

●（第一項）「司法修習生が修習に専念することを確保するため」の例

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）（抄）

第六十七条の二（修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法

修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

2（略）

●（第二項）「・・・・するために必要な資金」の例

○原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（平成二十六年十一月二十八日法律第百三十三号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）の実施に伴い、原子力損害を賠償するために必要な資金（第三条及び第十一条において「原子力損害賠償資金」という。）の補助その他必要な事項を定めるものとする。

【第六十八条関係】

●分限、懲戒の順で規定している例

○自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）（抄）

（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長（以下この条において「学校長等」という。）は、学生又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2 学校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して休学を命ずることができる。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 学校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることができる。

一 学生又は生徒としての義務に違反し、又は学業を怠つた場合

二 学生又は生徒たるにふさわしくない行為があつた場合
三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合
4・5 （略）

●（第一項）「心身の故障」の例

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）

第四十八条

（身分の保障）

裁判官は、公の弾劾又は国民の審査に関する法律による場合及び別に法律で定めるところにより心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合を除いては、その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。

●（第一項）「成績不良」の例

○自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）（抄）

（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長（以下この条において「学校長等」という。）は、学生又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2・5 （略）

●(第一項)「その修習」の例

○裁判所法(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)(抄)
(修習・試験)

第六十七条 (略)

1 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

3 (略)

●(第一項)「を継続することが困難である」の例

○確定給付企業年金法(平成十三年六月十五日法律第五十号)

(抄)

(確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合等の実施事業所の減少の特例)

第七十八条の二 (略)

一 減少させようとする実施事業所の事業主が確定給付企業年金を継続することが困難であると認められること。

二・三 (略)

●(第一項)「困難である事由として最高裁判所の定める事由」の例

○裁判所法(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)(抄)
第六十七条の二 (修習資金の貸与等) (略)

2 (略)

3 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二十六条の規定は、適用しない。

4・5 (略)

●(第一項)「最高裁判所の定める事由があると認めるときは」の例

●(第一項)「その司法修習生を罷免することができる」の例

○裁判所法(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)(抄)
第六十八条 (罷免)

最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

●(第二項)「免職」(罷免)と「戒告」を同一の項に規定している例

○自衛隊法(昭和二十九年六月九日法律第百六十五号)

(懲戒処分)

第四十六条 隊員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

2 (略) 一、三 (略)

●(第二項)「品位を辱める行状」の例

○裁判所法(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)(抄)第四十九条

(懲戒)

裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。

●(第二項)「たるに適しない非行」の例

○行政不服審査法(平成二十六年六月十三日法律第六十八号)(委員)

第六十九条 (略)

2、6 (略)

7 総務大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8、11 (略)

●(第二項)懲戒処分として「...の停止」を定めた例

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年五月二十三日法律第六十六号)(抄)

(懲戒の種類)

第五十二条 外国法事務弁護士に対する懲戒は、次の四種とする。

一 戒告

二 二年以内の業務の停止

三 退会命令

四 除名

2 (略)

●(第二項)「戒告することができる」の例

○船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年四月十六日法律第四十九号)(抄)

(海技免許の取消し等)

第十条 国土交通大臣は、海技士が次の各号のいずれかに該当するときは、その海技免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

【附則第一項関係】

●(見出し)「(施行期日)」の例

○裁判所法の一部を改正する法律(平成一六年一二月一〇日法律第一六三号)(抄)

附則

〔施行期日〕

1 この法律は、平成二十二年十一月一日から施行する。

【附則第二項ないし第五項関係】

●(見出し)「(経過措置)」の例

●経過措置の規定が複数ある場合に、一括して「(経過措置)」の見出しが付されている例

○最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律(平成一七年一月七日法律第一一七号)(抄)

附則

〔経過措置〕

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き最高裁判所の裁判官として在職していた者が施行日以後に退職した場合に支給する退職手当の額は、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基

礎としてこの法律による改正前の最高裁判所裁判官退職手当特例法(以下「旧法」という。)第二条第一項の規定の例により計算して得た額に、その者の施行日以後の勤続期間及び退職の日における報酬月額を基礎としてこの法律による改正後の最高裁判所裁判官退職手当特例法第二条第一項の規定の例により計算して得た額を加えて得た額とする。

3 前項の規定により施行日の前日までの勤続期間を計算する場合において、在職期間に一年未満の端数があるときは、その端数は、旧法第三条第二項において準用する国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)による改正前の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条第六項の規定にかかわらず、これを一年とする。

4 前二項の規定により計算して得た額が、退職の日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎として旧法第二条第一項の規定の例により計算して得た額よりも多いときは、前二項の規定にかかわらず、当該額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

5 前三項の規定により計算して得た額が、施行日の前日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎として旧法第二条第一項の規定の例により計算して得た額よりも少ないときは、前三項の規定にかかわらず、当該額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

●(第二項)「この法律による改正後の・・・の規定は、この法律の施行前に・・・については、適用しない」の例

○消費者契約法の一部を改正する法律（平成二八年六月三日法律第六一号）（抄）

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の消費者契約法（以下「新法」という。）第四条第四項及び第五項（第三号に係る部分に限る。）（これらの規定を新法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

●（第二項・第三項）「この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生」の例

○裁判所法の一部を改正する法律（平成一六年二月一〇日法律第一六三号）（抄）

附則

（経過措置）

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

●（第四項）「・・・の規定は、この法律の施行・・・後に・・・者について適用し、この法律の施行・・・前に・・・については、なお従前の例による。」の例

○労働基準法の一部を改正する法律（平成一〇年九月三〇日法

律第一一二号）（抄）

附則

（退職時の証明に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の労働基準法（以下「新法」という。）第二十二條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に退職した労働者について適用し、この法律の施行の日前に退職した労働者については、なお従前の例による。

●（第五項）「前三項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、・・・で定める」の例

○特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成一六年二月一日法律第一四六号）（抄）

附則

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において総合科学技術会議の常勤の議員、地方財政審議会会長、原子力委員会委員長、中央更生保護審査会委員長、宇宙開発委員会委員長、証券取引等監視委員会委員長、公認会計士・監査審査会会長若しくは航空・鉄道事故調査委員会委員長（以下この項において「総合科学技術会議の常勤の議員等」という。）又は社会保険審査会の委員長若しくは委員、労働保険審査会の常勤の委員、公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員、地方財政審議会委員、食品安全委員会の常勤の委員、原子力委員会の常勤の委員、原子力安全委員会の常勤の委員、中央更生保護審査会の常勤の委員、宇宙開発委員会の

常勤の委員、土地鑑定委員会の常勤の委員、証券取引等監視委員会委員、公認会計士・監査審査会の常勤の委員、国地方係争処理委員会の常勤の委員、電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員、航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員若しくは運輸審議会の常勤の委員（以下この項において「社会保険審査会委員長等」という。）である者が当該特別職の職員として受ける俸給月額、同日を含む任期に係る期間は、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十四号）第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律（次項において「新特別職給与法」という。）第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、総合科学技術会議の常勤の議員等である者にあつては百二十一万千円、社会保険審査会委員長等である者にあつては百六万六千円とする。

3 施行日の前日において情報公開審査会の常勤の委員である者であつて行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第六十一号）附則第二条第一項前段の規定により同法の施行の日に情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員として任命されたものとみなされる者が当該特別職の職員として受ける俸給月額は、同項後段の規定による任期に係る期間は、新特別職給与法第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、百六万六千円とする。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当

法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続き同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四、第四項第五号の規定に該当するものとして同法第二条の四、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。

（政令への委任）

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

●（第五項）「・・・もののほか、・・・に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める」の例

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

附則 抄

（最高裁判所規則への委任）

第二十六条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、新法の施行の際現に裁判所に係属している事件の処理に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

司法修習生に対する分限・懲戒的措置について

1 分限的措置と懲戒的措置を法律上書き分ける理由

現行裁判所法第68条は「最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる」と規定しており、法律上分限的措置（病気等による罷免）と懲戒的措置（修習の態度の不良等による罷免）につき書き分けていない（司法修習生に関する規則（最高裁判所規則第十五号）第17条及び第18条において書き分けている。）。

本改正法では、修習手当の創設に伴い、懲戒的措置により罷免された場合に限って、司法修習生に対するその償還を義務付ける制度を設けることとしているほか、下記2のとおり、司法修習生に対する実効的かつ柔軟な規律確保等の方策として罷免以外の懲戒的措置（戒告、修習の停止）を設けることとしているため、法律上も分限的措置と懲戒的措置を書き分ける必要がある。

そこで、裁判所法第68条を二項に書き分けた上で、第1項において分限的措置としての罷免を、第2項において懲戒的措置としての罷免等を規定することとした。

2 罷免以外の懲戒的措置を設ける理由

現在、司法修習生につき司法修習生たるに適しない非行があった場合であっても、罷免以外の懲戒的措置は認められていない。

したがって、現在では、司法修習生につき「罷免」することが適当とまではいい難い非行があった場合には懲戒的措置を課することができず、司法研修所長又は配属庁会の長らが注意や指導をするに止まっているところであり、懲戒的措置として「罷免」以外の処分を設けることによって実効的かつ柔軟に司法修習生の規律確保を行うための方策が必要となっている。

特に、修習給付金の創設に伴い、司法修習の確実な履践を担保することがより一層求められていることから、司法修習生に対する懲戒的措置として「罷免」以外の懲戒的措置を新たに設けることで、司法修習生に課せられる規律を明確化する必要が生じている。

そこで、司法修習生に対する懲戒的措置について、「退学」に対応する「罷

免」に加え、「停学」に対応する「修習の停止」（司法修習生の身分は保有するが、一定期間修習をさせない処分）及び「戒告」（その責任を確認し、及びその将来を戒める処分）を設けることとする。

なお、司法修習が司法制度の担い手たる法曹に必須の課程であり、修習内容も法曹に必要な能力等を養成するために高度に専門的であることなどに鑑み、司法修習生は修習期間中、修習に専念すべきものとされており、「修習の停止」を設けることにつき、かかる司法修習生の修習専念義務との関係が問題になる。

「修習の停止」は、前記のとおり、司法修習生の身分は保有するが、一定期間修習をさせない処分であり、その停止の期間については今後最高裁規則等で定められることになるが、その期間は短期間に止まることが予定されており、これによる当該司法修習生の司法修習の履践や法曹として活動を開始するに当たり必要な能力等の修得への影響は限定的である。かえって、これを反省・自戒の機会として、その後より一層司法修習に専念することが期待できるほか、当該司法修習生以外の周囲の司法修習生に対する教育的効果も期待できる。したがって、「修習の停止」は修習専念義務の趣旨と矛盾するものではなく、かえって修習専念義務の趣旨を貫徹することにつながる。

また、防衛大学生及び防衛医科大学生についても、自衛隊の隊員（自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）第2条第5項）として職務専念義務（同法第60条・具体的には教育訓練を受ける義務）を負い、かつ、修業年限が限定されている（防衛大学校については4年、防衛医科大学校については6年又は4年）にもかかわらず、自衛隊法上、退学・戒告と並んで停学の懲戒処分が設けられているところであり、修習専念義務を負い、かつ、修習期間（約1年）が限定されている司法修習生について裁判所法上「修習の停止」の処分を設けることについてはこの意味でも法制上特に問題はないと考えられる（注）。

（参考）懲戒処分の種類

○国家公務員

免職、停職、減給、戒告（国家公務員法第82条）

○防衛大学生・防衛医科大学生

退学、停学、戒告（自衛隊法第48条）

○弁護士

除名、退会命令、業務の停止、戒告（弁護士法第57条）

（注）司法修習生は公務員そのものではないが、同じく非公務員であるいわゆる士業従事

者に対する懲戒処分については、弁護士に限らず、除名、業務の禁止ないし登録の抹消と並んで業務の停止と戒告とが規定されている例が多く（弁理士法第32条、税理士法第44条、公認会計士法第29条、司法書士法第47条、行政書士法第14条等）、除名ないし登録抹消のみを定めている例はない。

（参照条文）

○司法修習生に関する規則（最高裁判所規則第十五号）

第十七条 司法修習生で次の各号のいずれかに該当する者は、これを罷免する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ない者

第十八条 最高裁判所は、司法修習生に次に掲げる事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

- 一 品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他の理由により修習を継続することが不当であるとき
- 二 病氣、成績不良その他の理由により修習を継続することが困難であるとき
- 三 本人から願出があったとき

○自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律（第九十四条の七第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

（職務に専念する義務）

第六十条 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

○弁理士法（平成十二年四月二十六日法律第四十九号）

（懲戒の種類）

第三十二条 弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、経済産業大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止
- 三 業務の禁止

○税理士法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十七号）

（懲戒の種類）

第四十四条 税理士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告

- 二 二年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

○公認会計士法（昭和二十三年七月六日法律第百三号）
（懲戒の種類）

第二十九条 公認会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 登録の抹消

○司法書士法（昭和二十五年五月二十二日法律第百九十七号）
（司法書士に対する懲戒）

第四十七条 司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

○行政書士法（昭和二十六年二月二十二日法律第四号）
（行政書士に対する懲戒）

第十四条 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

裁判所法の一部改正法案の施行期日を平成29年11月1日とする理由

- 1 今般の裁判所法の一部改正法案は、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行うものである。司法修習は、その期間が一年間となった新第60期（平成18年4月修習開始）以降、下記のとおり毎年11月下旬から翌年12月中旬までの間で行われているものであるところ、無用な混乱を避けるという見地からは、新たな制度への移行は、司法修習の開始という区切りに合わせるのが合理的である。したがって、改正法案の施行は、第71期司法修習生が修習を開始する平成29年11月とする必要がある。

もっとも、第71期司法修習については、これまでと同じく11月中に修習を開始することは決定しているものの、その具体的開始日までは確定しておらず、法文上の明確性の観点から、第71期司法修習の開始月の初日である平成29年11月1日を施行期日としたものである。そうすると、同日時点では第71期司法修習は開始していない公算が高く、他方で、第70期司法修習（12月13日終了予定）はなお継続中であるが、第70期司法修習と第71期司法修習の時期が一部重なることは確実であるから、いずれにせよ経過措置は必要となる。

- 2 なお、司法修習生に対する給費制を廃止し、修習資金の貸与制を導入することを内容とする裁判所法の一部を改正する法律（平成16年法律第163号）も、施行期日は、改正法が適用される司法修習の開始月の初日である平成22年11月1日とした上で必要な経過措置を置いている（なお、内閣提出法案である当初法案では、その施行期日は平成18年11月1日とされていたが、その後の議員修正により、施行期日は平成22年11月1日とされた。）。

（参考）過去5年分の修習開始日・終了日

	（修習開始日）	（修習終了日）
新第65期	平成23年11月27日	平成24年12月19日
第66期	平成24年11月27日	平成25年12月18日
第67期	平成25年11月27日	平成26年12月17日
第68期	平成26年11月27日	平成27年12月16日
第69期	平成27年11月27日	平成28年12月14日

（参考条文）

○ 裁判所法（平成一六年一二月一〇日法律第一六三号）（抄）

附 則
（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十二年十一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

附則第2項から第4項までの規定について

1 新法・旧法の適用の整理

	施行日後に新規採用【71期】 (H29.11～H30.12)	施行日前に新規採用			
		再採用	【70期】 (H28.11～H29.12)		【～69期】 (遅くともH28.12までに修習終了)
		【71期】として再採用	【70期】として再採用		
修習給付金	あり (新法第67条の2)	あり (新法第67条の2)	なし (附則第2項)	なし (附則第2項)	—
貸与	新貸与制 (附則第3項前段・新法第67条の3)	新貸与制 (附則第3項前段・新法第67条の3)	旧貸与制 (附則第3項後段・旧法第67条の2)	旧貸与制 (附則第3項後段・旧法第67条の2)	旧貸与制 (ただし返還のみ) (附則第3項後段・旧法第67条の2)
懲戒	新制度 (附則第4項前段・新法第68条)	新制度 (附則第4項前段・新法第68条)	旧制度 (附則第4項後段・旧法第68条)	旧制度 (附則第4項後段・旧法第68条)	—

2 附則第2項について

この法律の施行後に採用された司法修習生については、施行後に再採用された者を含め、原則として新法第67条の2に基づき修習給付金を支給することを予定している。

ただし、通常の修習期間の修習を受けたが、試験（裁判所法第67条第1項。以下「二回試験」という。）に不合格となった後に再採用された者については、「その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」（新法第67条の2第1項）を既に経過しているため、仮に再採用されたのがこの法律の施行後であった場合でも修習給付金は支給されない。

他方で、第70期司法修習生（平成28年11月～平成29年12月）については、新法第67条の2の規定に基づく修習給付金を支給することは予定していないが、施

行日時点では修習は終了していないため、新法が適用されないことを明らかにする必要がある。

そこで、附則第2項において「この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生」につき新法が適用されないことを明らかにしている（注）。

3 附則第3項について

この法律の施行後に採用された司法修習生のうち希望者については、施行後に再採用された者を含め、原則として新法第67条の3に基づき修習専念資金を貸与することを予定している。

ただし、二回試験に不合格となった者については、「司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」（新法第67条の3第1項）を既に経過しているため、修習専念資金は貸与されない。

他方で、第70期以前の司法修習生の修習資金の貸与及び返還については、施行日時点で既に修習を終えている者を含め、旧法で規律することを予定している。そこで、このことを明らかにするため「新法第67条の3の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による」と規定することとした。

4 附則第4項について

この法律の施行後に採用された司法修習生については、施行後に再採用された者を含め、新法第68条に基づき懲戒処分をすることを予定している。

他方で、第70期司法修習生の懲戒処分については、この法律の施行後も旧法で規律することを予定している。そこで、このことを明らかにするため「新法第68条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生については、なお従前の例による」と規定することとした。

（注）附則第2項につき、附則第3項等と平仄をそろえる見地から、「この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生」ではなく単に「この法律の施行前に採用された司法修習生」との規定にすると、例えば、第70期司法修習生として採用されたが、妊娠出産等の理由で修習の途中で依願により罷免され（司法修習生に関する規則第18条第3号）、第71期司法修習の途中で再採用された者についてまで「この法律の施行前に採用された司法修習生」に該当することを理由に修習給付金を支給することができなくなり、同一修習期の司法修習生の取扱いに関して不合理な差別を設けることになってしまうので、適當ではない。

(参照条文)

○裁判所法 (昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)

第六十七条 (修習・試験) 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

- 2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条の二 (修習資金の貸与等) 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金 (司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。) を貸与するものとする。

- 2 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。
- 3 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律 (昭和三十一年法律第百十四号) 第二十六条の規定は、適用しない。
- 4 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

○司法修習生に関する規則 (昭和23年最高裁判所規則第15号)

第18条 最高裁判所は、司法修習生に次に掲げる事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

1・2 (略)

- 3 本人から願出があつたとき。

移転料の額に関する規定ぶりについて

国家公務員に対して支給される移転料の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）上「路程等に応じ定額により支給する」（第6条第9項）と規定されており、その算出に当たり「路程」（ある地点から目的地までの距離）以外の事情についても考慮することとされている。

他方、司法修習生に対して支給される移転給付金の額については「路程に応じて最高裁判所が定める額とする」（改正後の裁判所法第67条第5項）と規定しており、その算出に当たり「路程」以外の事情を考慮することは予定していない。

これは、国家公務員については、「路程」以外に赴任の際に移転する扶養家族の有無等で移転料の額を異にすることが予定されている（旅費法第23条参照）のに対し、司法修習生については、赴任の際に移転する扶養家族の有無で移転給付金の額を異にすることを予定していないことによるものであり、その規定ぶりを書き分ける合理的な理由がある。

（参照条文）

○ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月30日法律第114号）

（旅費の種類）

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2～8 （略）

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10～16 （略）

（移転料）

第二十三条 移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第一の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 （略）

裁判所法の一部を改正する法律案

【用例集（追加分）】

平成二十九年一月

法務省大臣官房司法法制部

○裁判所法の一部を改正する法律案 用例集

【第六十七条の二関係】

- ・(第二項)「・・・の種類は、・・・とする」の例…………… 1
- ・(第二項)「給付(金)は、・・・給付(金)、・・・給付(金)及び・・・給付(金)とする」の例…………… 1
- ・(第二項)給付金の細目について「給付金」の名称を付している例…………… 1
- ・(第三項)「生活を維持するために必要な費用」の例…………… 2
- ・(第三項)「必要な・・・であつて、・・・定める」の例…………… 2
- ・(第三項)「その修習に専念しなければならない」の例…………… 3
- ・(第三項)「・・・の置かれている状況」の例…………… 3
- ・(第三項)「・・・の額は、・・・定める額とする」の例…………… 3
- ・(第四項)「その額は、・・・定める額とする」の例…………… 3
- ・(第四項)「費用の範囲内において・・・定める額」の例…………… 4
- ・(第五項)「・・・することが必要と認められる場合に」の例…………… 4
- ・(第五項)「必要と認め(られ)る」の例…………… 4
- ・(第五項)「場合にその・・・について支給する」の例…………… 5
- ・(第五項)「路程に応じ」の例…………… 5

○裁判所法の一部を改正する法律案 用例集

【第六十七条の二関係】

- (第二項)「……の種類は、……とする」の例

○国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年四月三十日法律第百十四号)(抄)

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 16 (略)

- (第二項)「給付(金)は、……給付(金)、……給付(金)及び……給付(金)とする」の例

○雇用保険法(昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号)

(抄)

(失業等給付)

第十条 失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付とする。

- 2 6 (略)

- (第二項)給付金の細目について「給付金」の名称を付して

いる例

○雇用対策法(昭和四十一年七月二十一日法律第百三十二号)(抄)

(職業転換給付金の支給)

第十八条 国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次に掲げる給付金(以下「職業転換給付金」という。)を支給することができる。

一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金

二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 広範囲の地域にわたる求職活動又は求職活動を容易にするための役務の利用に要する費用に充てるための給付金

四 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

五 求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金

六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める給付金

○雇用対策法施行令(昭和四十一年七月二十一日政令第百六十二号)(抄)

第二条 法第十八条第六号の政令で定める給付金は、次のとおりとする。

一 求職者が公共職業安定所の紹介により就職することを促進し、又は求職者が事業を開始することに要する費用に充てるための給付金

二 事業主が公共職業安定所の紹介により高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年十一月二十六日法律第百二号）（抄）

第二十五条 厚生労働大臣のした老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金（以下「年金生活者支援給付金」と総称する。）の支給に関する処分は、国民年金法に基づき処分とみなして、同法第百一条第一項から第五項まで及び第百一条の二の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する。

2 （略）

（参考）

なお、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条第三項及び第五項のように、「給付」の具体的内容を「給付金」と規定した例はあるものの、「給付金」の細目ないし具体的内容を「給付」と規定した法律又は政令の例は見当たらない。

●（第三項）「生活を維持するために必要な費用」の例

○民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号）

（抄）

（再生計画の認可又は不認可の決定等）

第二百四十一条 （略）

2 （略）

一六 （略）

七 計画弁済総額が、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額から再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用の額を控除した額に二を乗じた額以上の額であると認めることができないとき。

イハ （略）

3 （略）

●（第三項）「必要な・・・であつて・・・定める」の例

○木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年五月二十四日法律第四十七号）（抄）

（事業計画）

第四条 （略）

2 （略）

3 （略）

一四 （略）

五 保安林の区域内において作業路網等（作業路網その他の伐採を実施するために必要な施設であつて、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を整備するために森林

法第三十四条第二項本文に規定する行為（以下「形質変更等行為」という。）をしようとする場合にあっては、当該作業路網等の配置及び構造

4 1 2 （略）

●（第三項）「その修習に専念しなければならない」の例

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）（抄）

第六十七条（修習・試験）（略）

2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

3 （略）

●（第三項）「・・・の置かれている状況」の例

○更生保護法（平成十九年六月十五日法律第八十八号）（抄）

（被害者等の心情等の伝達）

第六十五条 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者について、被害者等（当該保護観察対象者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）から、被害に關する心情、被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若し

くは行動に關する意見（以下この条において「心情等」という。）の伝達の申出があつたときは、当該心情等を聴取し、当該保護観察対象者に伝達するものとする。ただし、その伝達することが当該保護観察対象者の改善更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 （略）

●（第三項）「・・・の額は、・・・定める額とする」の例

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年六月十九日法律第七十八号）（抄）

（分配金等の価額の算定基準）

第四百四十三条（略）

2 （略）

3 前条第一項第五号の額は、第五百五十五条の規定による売却マンション又はその敷地の明渡しにより同号に掲げる者が通常受ける損失として政令で定める額とする。

●（第四項）「その額は、・・・定める額とする」の例

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年四月三日法律第九十五号）（抄）

（宿日直手当）

第十九条の二 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一

回につき、四千二百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千二百円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事院規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、六千三百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては三万円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては一万八千円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額とする。

2・3 (略)

●(第四項)「費用の範囲内において・・・定める額」の例

○造船法(昭和二十五年五月一日法律第二百二十九号)(抄)

(推進性能試験)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求する者は、推進性能試験に要する費用の範囲内において

国土交通省令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 (略)

●(第五項)「・・・することが必要と認められる場合に」の例

○中心市街地の活性化に関する法律(平成十年六月三日法律第九十二号)(抄)

(基本計画の認定)

第九条 (略)

2 (略)

一 三 (略)

四 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項(地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあつては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項)

五 九 (略)

3 15 (略)

●(第五項)「必要と認め(られ)る」の例

○裁判所法(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)(抄)

第六十九条(開廷の場所)(略)

2 最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所の下級裁判所に法廷を開かせることができる。

●(第五項)「場合にその……について支給する」の例

○国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年四月三十日法律第百十四号)(抄)

(本邦通過の場合の旅費)

第三十一条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。但し、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

2 (略)

●(第五項)「路程に応じ」の例

○国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年四月三十日法律第百十四号)(抄)

(旅費の種類)

第六条 (略)

2 8 (略)

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 16 (略)

(移転料)

第二十三条 移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第一の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 (略)